

東京都における相談支援の現状と課題及び相談支援の質を高める手立てについて

～相談支援の特別アドバイザーの立場から～

岡部 正文(東京都・荒川区)



相談支援従事者の人材育成及び相談支援専門員とピアサポート専門員の協働支援モデルの普及と独立型相談支援事業所の促進に尽力しています。

- 平成27年:ソラティオ23(旧・相談支援センターあらかわ)・・・所 長
- 平成28年:荒川区精神障害者相談支援事業所……………所 長
- 令和 2年:荒川区基幹相談支援センター……………所 長
- 令和 4年:社会福祉法人 ソラティオ ……………理事長

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 厚生労働省 | 相談支援従事者指導者養成研修(コア検討委員) |
| 厚生労働省 | 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業(広域アドバイザー) |
| 東京都 | 障害者相談支援体制整備事業(検討会・委員長) |
| 東京都 | 東京都自立支援協議会(委員) |
| 一般社団法人 | 全国地域で暮らそうネットワーク(理事) |
| 特定非営利活動法人 | 日本相談支援専門員協会(理事) |
| 特定非営利活動法人 | 野中ケアマネジメント研究会(理事) |



■ 相談支援は生活を支えるツール

1. 命を守り
2. 暮らしを支え
3. 社会的な存在意義を高める

■ 権利を擁護するために必須

1. 基本的人権の尊重
2. 障害者・子どもの権利条約
3. 意思決定支援

■ 相談支援の充実・強化が必要

1. 相談支援の質の向上
2. 基幹・拠点・協議会の3点セット
3. 官民協働による体制整備



相談支援とは

どこに相談すればよい？

障害保健福祉における相談支援の分類

岡部正文@ソラティオ(2020)

機 能	対応事業等	対象者	対応機関
個別の相談支援		全住民対象	区役所
		重層的、複層的な課題を抱える障害者等	基幹センター
		サービスを利用していない障害者	区役所(保健所) 委託事業者
		サービスを利用している障害者 サービスを利用している障害児	相談支援事業所
地域づくり			自立支援協議会等

障害者への相談支援事業の経緯(参考資料)

時代		年	国の動き	ポイント	時事
補助金と措置の時代	23年間	昭和56年	国際障害者年「完全参加と平等」	ノーマライゼーションの理念の浸透	中国残留孤児の正式来日
		平成 2年	障害児(者)地域療育等拠点施設事業(知的)		日本人初の宇宙飛行士
		平成 5年	障害者基本法の制定		サッカーJリーグ開幕
		平成 7年	障害者プラン	ノーマライゼーション7か年戦略	阪神・淡路大震災
		平成 8年	市町村障害者生活支援事業(身体) 精神障害者地域生活支援事業(精神)		HIV訴訟
		平成15年	★障害者支援費支給制度の開始(相談支援事業一般財源化)	措置から契約へ(自己決定の尊重)	地デジ放送開始
市場原理と自己決定(契約)及び 本人中心の時代	18年間	平成18年	★障害者自立支援法の施行 ◆障害者相談支援事業の開始	3障害の一本化 / サービス利用計画作成費低調	第一次安倍内閣
		平成23年	障害者基本法の改正		東日本大震災
		平成24年	★障害者自立支援法改正・児童福祉法一部改正	相談支援の充実強化 / 基幹相談支援センターの設置 共生社会の実現 / 地域生活支援拠点の整備	スカイツリーオープン
		平成25年	★障害者総合支援法施行(難病等を対象に加える)		富士山の世界遺産登録
		平成26年	障害者の権利条約の批准		消費税5%➡8%へ
		平成28年	障害者差別解消法の施行	意思決定支援の導入	熊本地震/小池知事初当選
		平成29年	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	意思決定支援ガイドラインの策定	桐生日本初の9秒台
		平成30年	自立生活援助の新設		カルロス・ゴーン逮捕
		平成31年	相談支援の質の向上とりまとめ		イチロー現役引退
		令和 3年	主任及びピアサポート体制加算の報酬化	重層的支援体制整備(事業) / 医療的ケア児支援法	東京オリンピック
		令和 4年	総合支援法の一部改正	基幹相談支援センターの中核的な役割	安倍元首相狙撃事件
		令和 6年	地域生活支援拠点コーディネーターの配置		能登半島地震

意思決定支援の目的

- 「支援付き意思決定」は、本人がうまく決められない時に支援し、本人が意思を他者に伝えるようにすることであり、**その実現は付随要素**であり、主たる目的ではない。
- まずは、支援者として**本人が言いたいこと、決めたいことを決めて表出できるようにする**のが「支援付き意思決定支援」。
- その人の**言いたいことが言えるようにする関係性を保証する**のが意思決定支援の目的。

意思決定支援はあったのでしょうか？



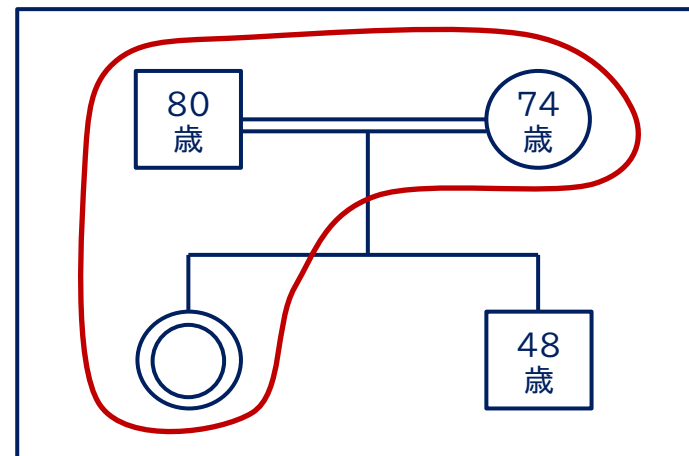
知子さん
50歳・女性
愛の手帳2度
障がい支援区分5

過去に大病等はなく、現在も健康

両親が高齢
(父:78歳/母:72歳)
自宅生活を続けさせる
ことが不安

【母】「自宅以外の
生活に慣れていけ
るようにしたい」

都外の施設に
空きが出て
声がかかる



0歳
普通分娩で出生

6歳
養護学校小学部入学

18歳
福祉作業所通所開始
養護学校高等部卒業

46歳
自宅以外の
宿泊体験

48歳
GH入所

50歳
施設入所支援

50歳
自宅+生活介護

口腔ケアが不十分
施設入所支援の
ケアが不安

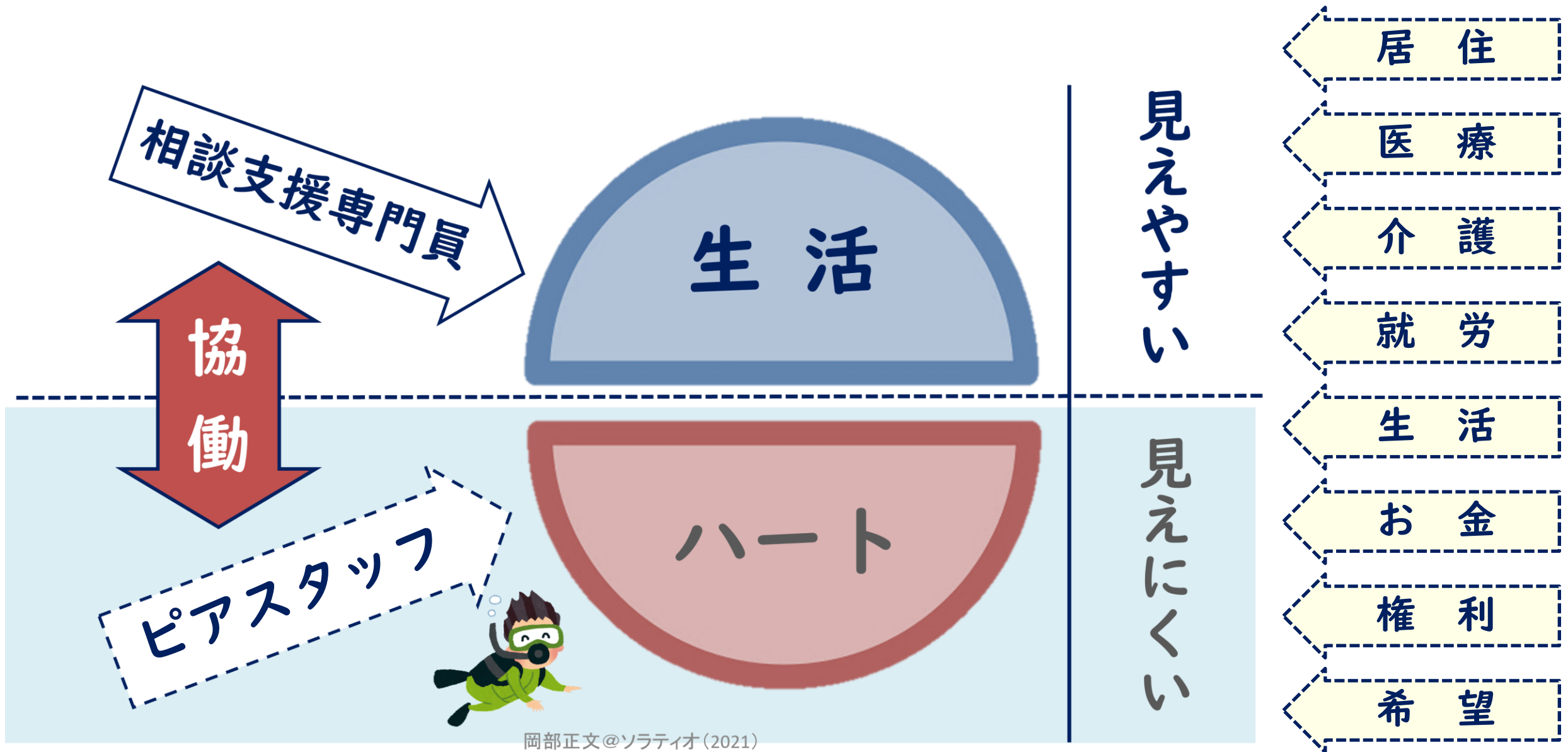
2年間

2年間

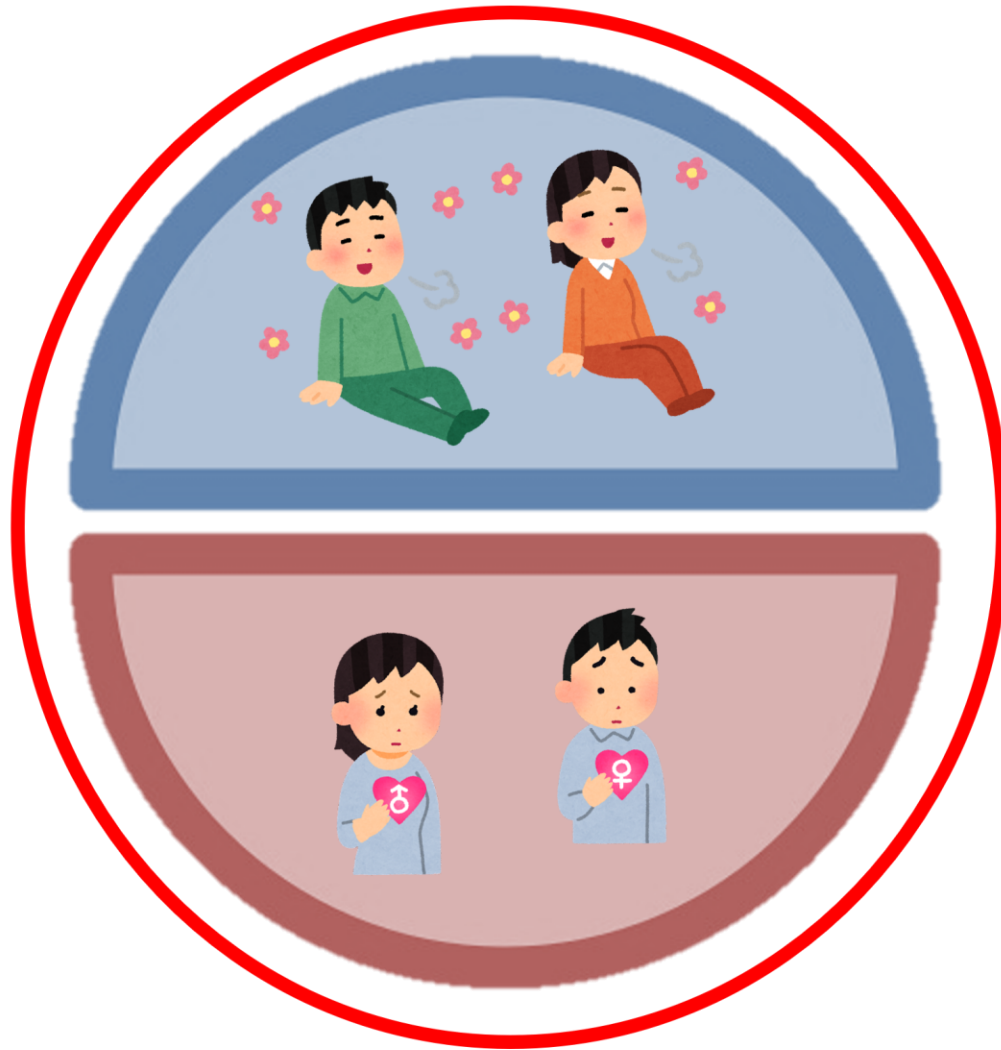
3ヶ月

32年間

ピアサポートの有効性①



ピアサポートの有効性②



生活の支援

安心の支援

暮らしの支援